

## 町並み保存とは・・・

今に残る日田街道の宿駅を中心とした草野・紅桃林地区、矢作道路を中心とした矢作地区の伝統的町並みについて、その文化財としての価値、伝統的な生活環境としての価値を後世に伝え、あわせて観光資源としての価値を大切にしながら、地域の皆さんと共に町並みの特性を活かしたまちづくりを進めるものです。

### ※文化財としての価値

地域の気候に適した材料と高い技術でつくられた文化財としての価値

### ※生活環境としての価値

伝統家屋に対する誇りや愛着、やすらぎ、自然素材の快適さなどの価値

### ※観光資源としての価値

集客による経済効果や地域文化の再認識などの価値



鹿毛鶴之助邸



山辺道文化館



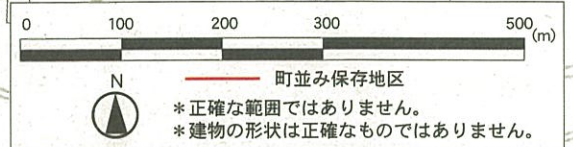
久留米市立草野歴史資料館



須佐能袁神社

## 草野・紅桃林地区

草野・紅桃林地区は日田街道（山辺道）の宿駅の名残をとどめる地区で、江戸時代から昭和初期にかけての町家建築などで構成されており、各時代の表情がうかがえます。



矢作公民館

## 矢作地区

矢作地区は、農業を母体として栄えた農村集落を南北に通る矢作道路を中心に、明治から大正期の農家などが建ち並び、屋敷廻りの石垣や生垣、水路の石畳などが特徴です。

## 新築や家の一部（主屋や門、塀など）を修理・改修するときは・・・

保存地区内の家屋の新築・改築・修理などには、必ず現状変更行為の届出が必要です。

修理基準または修景基準に基づいた修理や改修にご協力ください。

経費の一部は、補助基準<sup>\*1</sup>により予算の範囲内でその一部を補助することができます。

詳しくは、久留米市観光振興課(TEL:30-9137)までお問い合わせください。 \*1 久留米市草野町伝統的町並み保存地区保存計画別表10に掲載されている基準

### \* 修理基準（保存建造物の部分的な修理の場合）

原型または固有の構造、材料、形態を基本としてください。

保存建造物の部分的な修理については、主に通常望見される外観を保存するため、それぞれ固有の様式に従い修理を行うものとします。  
ここでいう「原型」とは、古民家調査及びその他の履歴調査における調査結果を基本とします。

### \* 修景基準（新築する場合や保存建造物以外の建造物の部分的な修理・改修の場合）

#### ■軒

軒裏・庇裏は、野地板、垂木あらしを基本とします。

#### ■開口部（窓・戸など）

木製を基本とし、外壁と違和感のない色調のものとなります。  
出入り口は木製引違い戸を原則とします。

#### ■その他

- ・色彩は、白色、黒色、濃い茶色を基調とします。
- ・デザインは保存建造物にならったものとし、特に外観は伝統的町並みの景観との調和に留意してください。
- ・設備機器（空調室外機など）は格子で囲うなど建物本体に調和するものとします。
- ・広告物については、自家用広告以外の営業用広告の設置は基本的にしないでください。

#### ■門・塀・柵

構造：木造真壁造り、築地壁 基礎：石積みまたは石貼り  
屋根：勾配屋根、黒色粘土瓦（面切）葺き  
小壁：白色の漆喰、土壁塗り  
腰：下見板張り、羽目板張り  
門：棟門、薬医門

#### ■車庫

木製の板戸、格子戸、折りたたみ戸など伝統的なデザインで町並みに調和したものとします。

#### ■外部土間

たたき・石貼り、豆砂利洗い出しまたはこれらに準ずるものとします。

#### ■外壁

漆喰またはこれに類するものとし、腰部分は下見板張り、堅羽目板張りとなります。樋は塩化ビニール（黒色または濃い茶色）または銅製とします。

#### ■屋根

切妻平入り・切妻妻入り・入母屋妻入りなど伝統的な町屋様式とし、勾配は周囲の建物に合わせます。  
黒色粘土瓦による本瓦葺または葺瓦葺を基本とします。

## 久留米市伝統的町並み保存条例（抄）

昭和61年12月4日 久留米市条例第34号

### （目的）

**第1条** この条例は、本市における伝統的町並みの保存に関する基本的事項を定め、もって市民の文化的資質を高め、郷土愛の高揚に資することを目的とする。

### （現状変更行為の届出）

**第6条** 保存地区内において、次の行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- 1 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去
- 2 建築物その他の工作物の外観を変更することになる修繕、模様替え又は色彩の変更
- 3 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- 4 木竹の伐採、土石類の採取及び水面の埋立て
- 5 前各号に掲げるもののほか、保存地区の景観に影響を及ぼす行為

2 前項の規定にかかわらず通常の管理行為及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、届出を要しない。

3 市長は、第1項の届出があった場合において、伝統的町並み保存のために必要があると認めるときは、届出者に対し、助言又は指導をすることができる。

### （経費の補助）

**第7条** 市長は、保存地区内において、伝統的町並み保存のため必要と認められる物件の修理、修景又は復旧について、当該物件の所有者等に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。